

令和7年度第2回札幌方面栗山警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和7年10月28日（火）午後1時30分から午後3時0分まで

2 開催場所

栗山警察署 大会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 7人（定員8名）

会 長 成 田 正 夫

副 会 長 小 川 美 千 代

委 員 坂 口 由 紀 子、服 部 ま ゆ み、水 野 智 勉 子

青 木 祐 次、松 山 伸

(2) 警察署員 9人

署 長 木 下 清 人

副 署 長 齊 藤 憲 明

夕張庁舎所長 瀬 川 之 泰

警務課長 齊 藤 英 雄（事務局）

生安課長 長 尾 冬 美

刑事課長 八 條 秀 俊

地域課長 齋 藤 淳 郎

交通課長 高 梨 祐 祐

警備課長 姉 崎 慎 人

4 会長挨拶

5 署長挨拶

6 業務説明

(1) 管内犯罪発生状況について

(2) 交通事故の現状について

(3) 前回協議会での委員の要望に対する対応について

ア 委員の要望等について

本年7月28日開催の協議会において、委員から「南幌町で開通した道央圏連絡道路と町道との交差点で交通事故が続いていることについて、住民から交差点の一時停止標識が見つらいとの声もあり、改善策はないか。」旨の質問があり、警察から「今後、道路管理者、自治体関係者等と合同で現場診断を行い対策を検討する」と回答していた。

イ 警察の取組について

当署交通課では道央圏連絡道路を管理する北海道開発局員と交差する町道を管理する南幌町担当職員、さらに警察本部交通企画課員、交通規制課員と合同で交通事故多発地点等の現場診断を実施したあと協議を行い、9月初旬までには交差点の町道側に「一時停止」と記載のある看板、反射板付視線誘

導標が設置されたほか、交差点手前の路面に「止まれ」の標示や、道路に溝を刻み音で知らせる「グルービング工法」を施す等の対策を講じており、現在の道路状況等を写真等で説明した。

7 協議テーマ

災害に対する警察の取組と防災への備えについて

8 質疑応答

(1) 業務説明に関する質疑

委員： 道央圏連絡道路の開通当時と比較して大きな交通事故が減少した印象があるが、やはり警察のパトロールの成果ということか。

警察： 警察のパトロールだけの成果ではなく、関係機関、自治体、住民の皆さんの取組や規範意識あつての成果と考えている。

委員： 吹雪等の対策として最も重要なことはなにか。

警察： 事前に気象予報を確認するなどし、不要不急の外出を控えることが最も大切である。

(2) 事前質問に対する回答

ア ほくとポリス等の画面の改良について

委員： 「ほくとポリス」と「ほくとくん防犯メール」について、スマートフォンを横向きにしたときに画面の向きも変わるように出来ないか。

警察： 警察本部に確認したところ現時点では対応していないが、今後、アプリの改正があるときに検討してもらうよう警察本部に申し入れを行う。

イ 熊出没時等の対策について

委員： パトカーが熊と遭遇したときどのような措置を執るのか。

警察： なにより「人身被害防止」のため、まず警察本部に速報して付近住民や通行人へ広報し注意喚起を行いながらパトロールを継続する。さらに本署等を通じて自治体担当者に連絡し、自治体にハンターの手配、看板設置等を検討してもらっている。

また駆除が必要な場合は自治体等と協同し、自治体は鳥獣保護管理法に基づき銃猟にて駆除することとなるが、発砲条件等が同法に合わない場合は警察官が警察官職務執行法によりハンターに発砲を命令して駆除させることもある。

委員： 熊対策について現状の見直し、スピード化は難しいのか。

警察： 最近では人の生活圏に相次いで出没する熊の対応として鳥獣保護管理法の改正により「緊急銃猟制度」が創設され運用開始となっているが、こうした法律の改正は国民全体に影響するため、多くの手続が必要となることから相応の時間を要している。

ウ 危険運転致死傷罪の見直しについて

委員： 危険運転に関して、速度超過、飲酒運転の数値、ドリフト・ウィリー走行について法制が見直されているとのことだか現状を教えてください。

警察： 危険運転致死傷罪の速度超過や飲酒運転に関する具体的な数値基準の設定等は現時点では検討中であり、今後決定されるものと思われるが、本年、北海道内の危険運転致死傷罪は前年比で増加傾向にあり、当署においても悪質危険な運転に対しては積極的な取締りと法律の適用を図る方針である。

9 次回の開催予定

令和7年第3回警察署協議会は令和8年2月下旬頃の開催で一致した。